

報告第 19 号

臨時代理した事件(鴻之台1番町に居住する児童・生徒の指定学校 の変更に係る内規)の承認について

名張市立小学校及び中学校の指定学校の変更に関する取扱要綱(平成19年教育委員会告示第2号)第2条の規定に基づき、鴻之台1番町に居住する児童・生徒の通学校の弾力的運用等に係る内規の制定について、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

平成30年9月3日報告

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

鴻之台1番町に居住する児童・生徒の指定学校の変更について

平成30年7月 名張市教育委員会内規

鴻之台1番町に居住する児童・生徒の指定学校について、2020年4月1日より名張小学校・名張中学校に変更します。

なお、通学校の弾力的運用等については、次のとおりとします。

1. 2020年3月31日まで蔵持小学校又は桔梗が丘中学校に在学し、2020年4月1日以降も従前通学していた学校に引き続き通学することを希望する児童又は生徒は、その保護者が指定学校変更の手続きを行うことにより、卒業までの間、蔵持小学校又は桔梗が丘中学校に通学することができるものとします。
2. 前項に規定する鴻之台1番町の児童が、蔵持小学校を卒業後も蔵持小学校校区の児童が進学する指定中学校に入学を希望する場合は、その保護者が指定学校変更の手続きを行うことにより、入学することができるものとします。
3. 2019年4月に蔵持小学校又は桔梗が丘中学校に在学し、又は入学予定の児童又は生徒が名張小学校又は名張中学校に通学することを希望する場合は、その保護者が指定学校変更の手続きを行うことにより変更することができるものとします。
4. 指定学校変更許可にあたって、通学に関する責任は、保護者で負うこと（登下校時には保護者の責任において、その児童生徒の安全を確保すること）が条件となります。
5. 指定学校の変更の際しての様々な課題等は、市教育委員会が窓口となり、保護者・地域・学校と協議していく場を持って進めてまいります。